

## 消火栓・排水栓を活用した初期消火活動について

<はじめに>

大規模災害発生時等においては、市内で同時多発的に火災が発生し、消防車両の出動率が上がることで、消防力が低下することが見込まれます。

そのような状況を鑑み、千葉市では平成27年以降、市内に給水している各事業者と協定等を締結し順次、「消火栓」や「排水栓」を大規模災害時等の初期消火活動及び訓練で活用できるように図ってまいりました。

今般、千葉県企業局と「上水道における自主防衛組織による消火栓の使用に関する覚書」を締結し、市内全域の消火栓を活用することが可能となりました。

<使用可能施設(参考)>

事業者名	給水エリア	消火栓	排水栓
千葉県	・中央区、花見川区、稲毛区、美浜区 ・緑区（千葉市の給水区域を除く全域） ・若葉区(千葉市と四街道市の給水区域を除く全域)	○	○
四街道市	・若葉区(御成台)	○	×※
千葉市	・緑区（あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町） ・若葉区（五十土町、和泉町、大井戸町、大広町、小間子町、上泉町、川井町、北谷津町、古泉町、御殿町、更科町、佐和町、下泉町、高根町、多部田町、旦谷町、富田町、中田町、中野町、野呂町、下田町及び谷当町の各一部）	○	○

※口径が異なるため使用できません。

<資機材購入>

消火栓、排水栓を使用した初期消火活動を実施するには、スタンドパイプや消火ホースなどの資機材とそれらの保管場所が必要となります。必要な資機材については、各団体にて準備をお願いしております。なお、自主防災組織における資機材購入助成の対象となります。

資機材の購入がお済みになりましたら、各地区振興課に資機材の管理者や保管場所等を記入した「資機材の管理者等届出書」を提出してください。

また、提出後に内容に変更が生じた場合は、その都度、各地区振興課に提出してください。